情報公開審査会答申の概要

答申第957号(諮問第1630号)

件名:「医療的ケア(喀痰吸引)実施状況等調査」の名古屋市以外の指定都市の 調査結果及び関係する資料全ての開示請求に対する決定に関する件

- 1 開示請求
 - 平成31年4月4日
- 2 審査請求

令和元年11月1日

審査請求人が平成31年4月4日付けで愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対し、未だ条例11条に基づく開示等いずれの決定も通知されていない、「愛知県教育委員会特別支援教育課が平成30年11月に実施した「医療的ケア(喀痰吸引)実施状況等調査」の名古屋市と開示決定された広島市を除く18の指定都市(大阪・京都・横浜・神戸・北九州・札幌・川崎・福岡・仙台・千葉・さいたま・静岡・堺・新潟・浜松・岡山・相模原・熊本)の調査結果および関係する資料全て」について、速やかに開示、一部開示または不開示の決定および通知をするよう求める。

- 3 諮問
 - 令和2年4月27日
- 4 答申
 - 令和2年12月21日
- 5 審査会の結論

愛知県教育委員会が、別記 1 の開示請求(以下「本件開示請求」という。) に対して行った別記 2 の行政文書に係る開示決定(以下「別記 2 開示決定」という。) 以外の他の開示決定等をすべきであるとは認められない。

- 6 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

- (2) 本件開示請求に対する決定について
 - ア 実施機関によれば、「医療的ケア(喀痰吸引)の実施状況について」の 調査(以下「本件調査」という。)は、市区町村教育委員会の回答を任意 としており、政令指定都市の市教育委員会については、名古屋市と広島市

からは回答があったが、それ以外の市教育委員会からは回答がなく、特別支援教育課が取得した調査結果のうち、本件開示請求書に記載された「名古屋市以外の指定都市の調査結果」には、広島市教育委員会から回答のあった調査結果が該当することから、当該調査結果について別記 2 開示決定を行ったとのことであり、本件開示請求に対しては、本件調査の回答があった政令指定都市に係る文書について開示決定等をすれば足り、回答がなかった政令指定都市に係る文書について不存在による不開示決定を行う必要はないとのことである。

一方、審査請求人は、名古屋市及び広島市を除く18の指定都市について、開示、一部開示又は不開示のいずれかの決定を行うべきである旨主張している。

よって、当審査会においては、本件開示請求に対して別記 2 開示決定以外の他の開示決定等をすべきであると認められるか否か、という点について以下検討する。

イ この点、条例に基づく開示請求に当たっては、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を開示請求書に記載すべきことが定められていることからすれば、開示請求を受けた実施機関は、原則として開示請求書に記載された行政文書を特定するに足りる事項の記載内容によって、いかなる文書が請求の対象となっているかを判断すべきである。

ここで、本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」には、「愛知県教育委員会特別支援教育課が平成30年11月に実施した「医療的ケア(喀痰吸引)実施状況等調査」の名古屋市以外の指定都市の調査結果および関係する資料全て」と記載されているところ、当該記載は、包括的な内容であって個別の政令指定都市の回答に係る文書を求めていることをうかがわせるものではなく、かつ、本件においては、保有する行政文書を特定し開示決定等を行えば、本件調査の回答に係る文書のうち、特定をしなかった政令指定都市の回答に係る文書については存在しないことを推認することができるものであることから、本件開示請求に対しては、実施機関が保有する政令指定都市の回答に係る文書を開示すれば足りるということができる。

そして、本件調査に対しては、請求の対象から除かれた名古屋市及び別記2開示決定により回答に係る文書を開示した広島市以外の他の政令指定都市からの回答に係る文書を実施機関が保有していることをうかがわせる特段の事情は存在しない。

これらのことからすれば、別記 2 開示決定以外の他の開示決定等をすべきであるとは認められない。

ウ なお、審査請求人は、本件開示請求は各政令指定都市に係る個別の文書の開示請求である旨を、本件開示請求を行ってから別記 2 開示決定を受けるまでの間において実施機関の職員に対して伝えたと主張している。しかし、当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関としては当時、審査請求人からそのように伝えられたとの認識はなかったとのことであり、審査請求人が審査請求書に添付した資料にも、その旨の明確な

記載が認められなかったことから、当時、審査請求人から実施機関の職員に対し、そのように伝えられたと認めることまではできない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件開示請求に対する決定についての判断は前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 付言

本件では、別記 2 開示決定に先立って、各政令指定都市の回答の存否等について実施機関と審査請求人とのやりとりが行われていたようであるが、その上で本件開示請求書の記載内容をどうすべきかという点について実施機関と審査請求人との間で調整がなされたという事情は認められなかった。しかしながら、前記(2)イにおいて述べたとおり、開示請求書の記載内容によっていかなる文書が請求の対象となっているかを判断すべきであるところ、開示請求者にとっては、開示請求書にどのような記載をすれば求める文書に係る決定が得られるか不明なことも多いため、実施機関においては、本件のような場合には開示請求者の真意を確認し、的確に請求の内容を把握した上で、必要であれば開示請求書の記載内容の補正を求める等の対応

(5) まとめ

を適切に行うことが望まれる。

以上により、「5 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1

愛知県教育委員会特別支援教育課が平成30年11月に実施した「医療的ケア (喀痰吸引)実施状況等調査」の名古屋市以外の指定都市の調査結果及び関係する資料全て

別記2

- ・ 医療的ケア (喀痰吸引) 実施状況等調査票【市区町村教育委員会用】(広島市分)
- ・ 医療的ケア (喀痰吸引) 実施状況等調査集計結果 (広島県分)